# 当社グループ会社における 施工管理技術検定の実務経験不備について

2021年7月30日 関西電力株式会社

当社のグループ会社である株式会社KANSOテクノス(以下、「テクノス」)において、施工管理技術検定の受検資格である所定の実務経験を充足していない状況にあった者が、検定を受検・資格取得していることが判明しました。

当社の内部通報窓口への通報を受け、当社からテクノスに調査を指示しました。結果、9名が実務経験を充足していない状況で技術検定を受検し、うち6名が資格取得していたことが判明したものです。

本件調査結果については、国土交通省に報告するとともに、本日、 コンプライアンス委員会にも報告しました。

今回、施工管理技術検定における実務経験の不備が判明したことについて、重く受け止めており、心からお詫び申し上げます。

本件については、コンプライアンス委員会の指導、助言も踏まえ、 客観的かつ徹底的な調査を行うとともに、原因の究明および再発防止策 の提言を目的に第三者委員会を設置します。

当社グループとして、第三者委員会による調査に全面的に協力すると ともに再発防止策に全力を尽くしてまいります。

以上

別紙1:本件に関する経緯およびテクノスにおける調査結果

別紙2:第三者委員会の概要

#### 本件に関する経緯およびテクノスにおける調査結果

#### 1. 発覚の経緯

○2021年6月18日、内部通報窓口の法律事務所(社外窓口)に投書が届き、当社のグループ会社であるテクノスにおいて、施工管理技術検定の受検要件となっている実務経験年数を満たさない者が検定を受検して、不正に施工管理技士の資格を取得しているとの内容が記載されていました。

#### 2. 調査結果

- ○同年6月21日以降に実施したテクノスにおける内部調査の結果、以下 のとおり施工管理技術検定における実務経験の不備を確認しました。
- ○なお、実務経験に不備があった資格取得者が、工事現場での監理技術 者または主任技術者として配置されている事例はないとの報告を受け ています。

| 施工管理技士<br>資格の種類 | 受検者*  | うち実務経験に<br>不備があった者 | うち合格者<br>(資格取得者) |
|-----------------|-------|--------------------|------------------|
| 土木1級            | 26名   | 5名                 | 3名               |
| 土木2級            | 11名   | 3名                 | 3名               |
| 造園1級            | 7名    | 0名                 | 0名               |
| 造園2級            | 3名    | 1名                 | 0名               |
| 建築1級            | 12名   | 0名                 | 0名               |
| 建築2級            | 5名    | 0名                 | 0名               |
| 管工事1級           | 4名    | 0名                 | 0名               |
| 管工事2級           | 1名    | 0名                 | 0名               |
| 電気工事1級          | 2名    | 0名                 | 0名               |
| 電気工事2級          | 1名    | 0名                 | 0名               |
| 合計              | 7 2 名 | 9名                 | 6名               |

<sup>\*</sup> 対象は、テクノスの現職の従業員で、2018年4月から2021年6月末までの間に施工管理技術検定を受検した者

以上

<sup>※</sup> 複数種類の資格を受検した者は資格ごとに記載。重複を除くと合計は59名

### 第三者委員会の概要

### 1. 構成

委員長:渡辺 徹 弁護士(弁護士法人北浜法律事務所) 委 員:秋山 洋 弁護士(弁護士法人御堂筋法律事務所) 委 員:谷 明典 弁護士(弁護士法人北浜法律事務所)

### 2. 調査事項

#### (1) テクノスに関する調査

- ・施工管理技士の資格取得における不備について
- ・原因究明および再発防止策の提言

## (2) 当社グループにおける同種事例の調査

- ・施工管理技士の資格取得における不備について
- ・(上記不備があった場合)原因究明および再発防止策の提言
- ※具体的な調査範囲(対象会社、対象受検期間等)については、第三者 委員会が当社と協議したうえで決定する。

以上